

新潟市秋葉区農業委員会 3 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日（木）午後 3 時から午後 3 時 45 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

1 番 坂上 静男

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

13 番 砂原 剛

14 番 佐藤 英一

第 2 議事

議案第 34 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 36 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	「新潟市秋葉区農業委員会電子計算機処理管理運営規程」の 廃止と「新潟市秋葉区農業委員会情報通信技術の活用に関する 規程」の制定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度3月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、1番坂上委員の欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので委員、13番砂原委員、14番佐藤英一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページからは、利用権設定の新規、新津地区 98 件、小須戸地区 8 件、計 106 件、筆数 546 筆、面積 358,644 m²であります。

23 ページからは、利用権の更新、新津地区 8 件、小須戸地区 4 件、計 12 件、筆数 61 筆、面積 36,342 m²であります。

26 ページは売買、新津地区 5 件、筆数 29 筆、面積 19,870 m²であります。

27 ページは利用権の移転、新津地区 4 件、小須戸地区 3 件、計 7 件、筆数 33 筆、面積 37,524 m²であります。

29 ページからは中間管理事業分で、新津地区 3 件、小須戸地区 10 件、計 13 件、筆数 173 筆、面積 163,553 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

32 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 31 年 4 月 11 日となります。

33 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。

本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 34 号は原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

次に、追加議案の
議案第 36 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題
とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

今月の申請件数は 3 条 10 件で、内 3 件が同居家族への使用貸借並びに
交換の案件であることから部会省略となり、7 件が農地部会へ付されまし
た。

なお、農地部会に付されたすべてが同一の譲渡人によるものです。

それでは「議案第 36 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定につい
て」ご説明します。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 A 氏、譲受人 B 氏、

覚路津地区の案件で、早川進委員の担当地区です。

本件は、親子間の使用貸借権設定に関する許可申請です。

申請面積は、田 21 筆、18,490 m²、畑 17 筆、4,144 m²、計 22,634 m²で
す。

本件は、経営移譲を目的として申請されたものです。

なお、本件は同居親族への使用貸借権設定につき、部会省略といたしま
した。

次に、追加議案書 1 ページ 2 番から 8 番についてですが、これらの申請
に係る譲渡人は、相続により竜玄地区付近の農地、約 2.4 ヘクタールを相
続した C 国籍の母子 3 名ですが、この度帰国することから、今後の管理が
行き届かないことを理由とし、現在の耕作者及び近隣農家に対し分割して
譲渡することとしたものです。

すべての農地は 3 名による共有であり、持分は母 $\frac{1}{2}$ 、子が $\frac{1}{4}$ ずつです。

また、こども 2 名は未成年であることから、親権を持つ母が自身の持分
と法定代理人の資格を根拠とした一括申請を行っております。

なお、この取扱いについて、業務を担当した司法書士、北陸農政局並び
に県農地管理課と事前に調整済みであることを申し添えます。

それでは、順にご説明します。

なお、譲渡人に関する事項は今ほど述べましたので、以下の説明では割愛します。

追加議案書 1 ページ 2 番をご覧ください。

譲受人 D 氏、蒲ヶ沢及び金津地区の案件で、熊倉委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 11 筆、12,377 m²です。

譲受人は、妻と共に経営を行っており、水稻を 2.1 ha、蔬菜を 8 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 10 筆、農用地区域外 1 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 1 ページ 3 番をご覧ください。

譲受人 E 氏、蒲ヶ沢及び金津地区の案件で、熊倉委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、483 m²、畑 4 筆、1,436 m²の計 1,919 m²です。

譲受人は単独で経営を行っており、水稻を 50 a、蔬菜を 20 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆、農用地区域外 2 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 1 ページ 4 番をご覧ください。

譲受人 F 氏、蒲ヶ沢地区の案件で、熊倉委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 3 筆、5,679 m²です。

譲受人は妻と共に経営を行っており、水稻を 18.3 ha、蔬菜を 3 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 3 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 2 ページ 5 番をご覧ください。

譲受人 G 氏、金津地区の案件で、熊倉委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、1,970 m²です。

譲受人は単独で経営を行っており、水稻を 8.1 ha、蔬菜を 11 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 2 ページ 6 番をご覧ください。

譲受人 H 氏、竜玄地区の案件で、佐藤委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆 780 m²です。

譲受人は単独で経営を行っており、水稻を 2.3 h a、蔬菜を 76 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 2 ページ 7 番をご覧ください。

譲受人 I 氏、竜玄地区の案件で、佐藤委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、596 m²です。

譲受人は妻及びその母と共に経営を行っており、水稻を 1.9 h a、蔬菜を 9 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 2 ページ 8 番をご覧ください。

譲受人 J 氏、竜玄地区の案件で、佐藤委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、365 m²です。

譲受人は子及びその妻と共に経営を行っており、水稻を 2.4 h a、蔬菜を 23 a 栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

以上ご説明した案件について、番号 2 番は 6 万 6 千円、番号 8 は贈与につき無償、その他の案件は 10 アールあたりの対価はいずれも 15 万円です。

また、いずれも農地部会に付されました。

次に、追加議案書 3 ページ 9 番及び 10 番をご覧ください。

本件は、K 氏と L 氏の間で等積交換を行うものです。

いずれも横川浜地区の案件で、須佐推進委員の担当地区です。

本件の申請により、それぞれの耕作地が一団となることから、作業の効率化を目的として行うものです。

申請地はいずれも農振農用地区域内農地であり、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、議案第 36 号の 10 件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

阿部部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定7件の調査内容について報告します。

今回の案件のすべてが同一の譲渡人によるものですので、7件分まとめて報告いたします。

申請人または代理人から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人が亡くなり、相続人の仲介人から買ってくれるように頼まれたそうです。

いつ頃に話があったかとお聞きしたところ、早い人で昨年10月から、遅い人で今年の2月にかけて、それぞれあったそうです。

農地がだいぶ分散しており、面積についてもばらつきがあったので、血縁関係や、隣接地の耕作者等を考慮して話し合いをしてきたそうです。

対価については、当初10アールあたり20万円と提示され、高すぎるということで一回話が流れたそうですが、譲渡人がどうしても売りたいということで、6万6千円、15万円になったとのこと。

現地調査したところ、いずれもきちんと耕作されており、部会としても、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 36 号は、許可相当として意見決定することとしました。

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

- ・新潟市農用地利用配分計画（案）について、
 - ・農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、
 - ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、
 - ・農地法第 5 条転用届出に関する受理について、
 - ・「新潟市秋葉区農業委員会電子計算機処理管理運営規程」の廃止と「新潟市秋葉区農業委員会情報通信技術の活用に関する規程」の制定について、
- 一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

（白川係長）

議案書の 34 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。

新津地区 5 件、小須戸地区 10 件、計 15 件、筆数 173 筆、面積 163,553 m²であります。

29 ページは中間管理事業による利用権の移転、

新津地区 2 件、筆数 26 筆、面積 20,173 m²であります。

続いて、議案書の 39 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 52 件受理いたしました。

（田中係長）

50 ページ及び 51 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 10 件受理しました。

続きまして、52 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてです。

記載内容のとおり 5 件受理いたしました。

次に、53 ページ及び 54 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 9 件受理いたしました。

以上です。

（次長）

再追加議案書をご覧ください。

報告事項、「新潟市秋葉区農業委員会電子計算機処理管理運営規程」の

廃止と「新潟市秋葉区農業委員会情報通信技術の活用に関する規程」の制定についてです。

市長部局のICT政策課において、パソコン・大形コンピュータの電子計算機の物理的な扱いに留まった、現行の「新潟市電子計算機処理管理運営規程」を廃止し、「新潟市情報通信技術の活用に関する規程」新たに制定することとしました。

行政委員会の農業委員会が現在定めている「新潟市秋葉区農業委員会電子計算機処理管理運営規程」は、市の電子計算機処理管理運営規程を例にしているため、同じくこれを廃止し、同様に「新潟市秋葉区農業委員会情報通信技術の活用に関する規程」を新たに制定するものです。

新たな規程の概要ですが、行政事務におけるICTの活用に関し、推進体制、ICT戦略の策定・推進及び業務プロセスの運営について必要な事項を定めることにより、組織全体のICTガバナンスの改善を図り、市民サービスの向上・業務効率化などを実現するものとしています。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成31年度3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 砂原 剛

署名委員 佐藤 英一

